

正 本

令和4年(ネ)第4956号

控訴人（一審原告）XXXXXX

被控訴人（一審被告）国

証拠説明書

東京高等裁判所第24民事部御中

2022/11/17

控訴人（一審原告）訟代理人 弁護士 児玉晃一



番号	標目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立証趣旨
甲61	弁護団声明	乾彰夫ほか	2021年10月1日	写し	2020年には入管内部で暴行を受けて骨折させられたトルコ国籍の男性について、国が責任を認め、300万円を支払う旨の和解が成立したこと
甲62	新聞記事	(株)日経新聞社	2022年10月27日	写し	入管収容中に診察を受けられなかった外国人が収容を解かれた後に専門医を受診し、手術した後、精巣癌だったことが判明し、後にリンパ節への転移も判明したが死亡には至らなかった事件において、国は当該外国人に対し1,000万円を超える賠償金を支払う内容の和解が成立したこと

番号	標目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立証趣旨
甲63	一般的意見36	国連 自由権規約委員会	2019年9月3日	写し	自由権規約6条(生命の権利)に関する自由権規約委員会一般的意見36(甲63)第25パラグラフは、「締約国は、逮捕、勾留、服役又は個人の自由を奪う他の方法により、個人の生命と身体の健全性に配慮する責任を負っているので、国家によってその自由を奪われている個人の生命を保護するためあらゆる必要な手段を講じる高度の注意義務を負っている。締約国との責任は、財源や物的問題によって免責されるものではない。」と、同第29パラグラフは、「不自然な状況下で拘留中に起こる人命の喪失は、国家機関による恣意的な生命のはく奪であると推定される。それは、第6条の義務を国が順守していることを証明する厳密な検査に基づいてのみ反証が可能となる。」としていること
甲64	最高裁判例解説民事篇平成12年下 平成12年9月22日最判	杉原則彦	2003年10月20日	写し	同判決の調査官解説において、「本件の事案は『鑑定人は、・・・適切な救急治療が行われたならば、確率は20パーセント以下ではあるが、救命できた可能性は残るとしている』というもの」とされていること
甲65	東京弁護士会・法律実務研究36号「医療訴訟における相当程度の可能性法理の研究」	東京弁護士会	2021年3月1日	写し	「相当程度の可能性」に関する下級審裁判例の事例

番号	標目	作成者	作成年月日	原本・写しの別	立証趣旨
甲66	報告書	弁護士 児玉晃一	2022年11月13日	原本	△△△さんが入管施設収容中に救急搬送されるごとなく亡くなったことについて、原告の精神的苦痛が極めて大きいものであること